

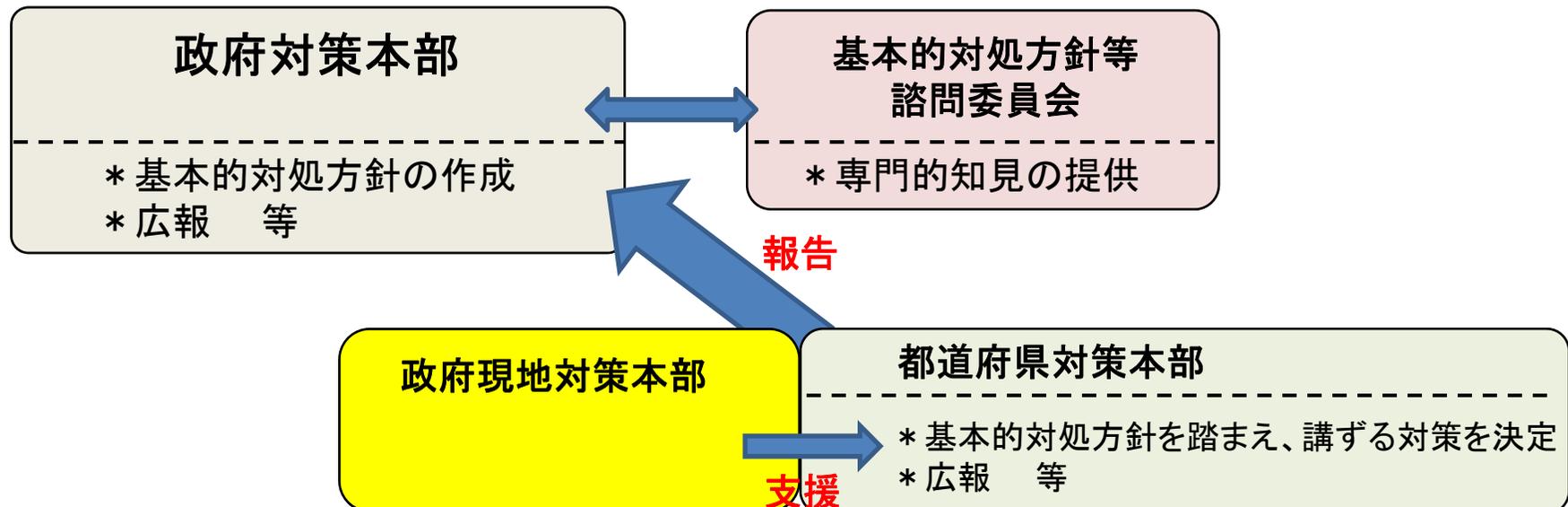
新型インフルエンザ等が国内において発生した場合には、新型インフルエンザ等現地対策本部（「政府現地対策本部」）を置くことができる。（第16条第8～12項）

1. 政府現地対策本部の担う機能

行動計画・ガイドライン事項

政府現地対策本部の担う機能としては、以下の2つに集中すべきではないか。

- 都道府県が行う新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因の調査の支援
- 政府対策本部及び都道府県対策本部の情報発信の調整



2. 政府現地対策本部の構成、設置時期等

行動計画・ガイドライン事項

① 構成

- ・ 専門的な疫学調査等の知見を有する職員（厚生労働省の担当職員（国立感染症研究所職員を含む））
- ・ 内閣官房職員

※ 必要に応じ基本的対処方針等諮問委員会の委員の一部又は同委員会の推薦を受けた専門家も派遣

② 設置時期

- 発生初期の段階における調査支援のため、新型インフルエンザ等が国内で初めて発生した都道府県に設置。

※ 複数の地域で同時多発的に発生した場合には、当該地域の都道府県の調査力を勘案し、設置場所を選定。

③ 廃止時期

- 発生した新型インフルエンザ等の特性に係る情報が、ある程度蓄積された段階で廃止。

<新型インフルエンザ等対策特別措置法>

(政府対策本部の組織)

第16条

- 8 新型インフルエンザ等が国内において発生した場合には、政府対策本部に、政府対策本部長の定めるところにより政府対策本部の事務の一部を行う組織として、新型インフルエンザ等現地対策本部（以下この条において「政府現地対策本部」という。）を置くことができる。この場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十六条第四項の規定は、適用しない。
- 9 政府対策本部長は、前項の規定により政府現地対策本部を置いたときは当該政府現地対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を、当該政府現地対策本部を廃止したときはその旨を、国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。
- 10 政府現地対策本部に、新型インフルエンザ等現地対策本部長（次項及び第十二項において「政府現地対策本部長」という。）及び新型インフルエンザ等現地対策本部員（同項において「政府現地対策本部員」という。）その他の職員を置く。
- 11 政府現地対策本部長は、政府対策本部長の命を受け、政府現地対策本部の事務を掌理する。
- 12 政府現地対策本部長及び政府現地対策本部員その他の職員は、政府対策副本部長、政府対策本部員その他の職員のうちから、政府対策本部長が指名する者をもって充てる。

<感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律>

(感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)

第15条 都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

2 厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

3 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者は、前二項の規定による質問又は必要な調査に協力するよう努めなければならない。

4 (略)

5 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により実施された質問又は必要な調査の結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

6 都道府県知事は、第一項の規定を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に感染症の治療の方法の研究、病原体等の検査その他の感染症に関する試験研究又は検査を行っている機関の職員の派遣その他同項の規定による質問又は必要な調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

7・8 (略)

<政府行動計画>

(国内発生早期) サーベイランス・情報収集

【調査研究】

- ・ 発生した国内患者について、早期には、積極的疫学調査チームを派遣し、地方公共団体と連携して、調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。(厚生労働省)
- ・ 新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や治療の効果等に関する調査研究と分析を速やかに行い、その成果を対策に反映させる。(厚生労働省)